

(第一類 第四号)

第二回國會 衆議院 司法委員會 會議錄 第二十三号

(三六八)

昭和二十三年五月三十一日(月曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 石川金次郎君 大村 清二君

佐藤 通吉君 花村 四郎君

松本 弘君 明禮輝三郎君

池谷 信一君 石井 繁九君

猪俣 造三君 中村 俊夫君

大島 多蔵君 佐竹 晴記君

北浦圭太郎君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

檢務長官 木内 曾益君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

五月二十八日

青年補導法案(參議院送付)(予參第六号)

の審査を本委員会に付託された。

今日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題

といたします。政府の説明を願います。

○本内政府委員 刑事訴訟法を改正する

法律案の趣旨及び改正の最も

重要な点、四点については、法務總裁

から説明がありましたので、私からは

本案の全編にわたつて、改正の要

点を條文の順序に従つて御説明いたし

ます。

第一は、裁判所の規則制定權との関

係であります。本案の内容にはいる前

に、本案の立案にあつて、憲法第七

十七條に基く裁判所の規則制定權との

關係をいかに考えたかという点を

御説明申し上げたいと思ひます。

憲法第七十七條によりますと、最高

裁判所及びその委任を受けた下級裁判

たいと思ひます。

第一は、裁判所の規則制定權との関

係であります。本案の内容にはいる前

に、本案の立案にあつて、憲法第七

十七條に基く裁判所の規則制定權との

關係をいかに考えたかという点を

御説明申し上げたいと思ひます。

憲法第七十七條によりますと、最高

裁判所及びその委任を受けた下級裁判

所は、訴訟に関する手續について規則

を制定する権限を與えられてゐるので

ありますが、一方憲法第三十一條は「何

人も、法律の定める手續によらなけれ

ば、その生命若しくは自由を奪はれ、

又はその他の刑罰を科せられないとい

ふ規定してあるのであります。そこ

でこの兩者の關係について、いろいろ

の見解があるのではありませんが、政府に

おきましては、國民の基本的人權に直

接の關係ある事項、及び刑事訴訟の基

本的構造に関する事項は、憲法第三十

一條によつて當然法律によるべきもの

とし、この方針に基きまして本法案を

立案したのであります。しかしながら

他面憲法第七十七條が裁判所に規則、

制定權を與へてゐる趣旨を考えまし

て、現行法中單純な手續規定はこれを

規則に譲り、本案はこれを削除してお

るのであります。

次に全編にわたつて順次改正の要点を

御説明いたします。まず第一編總則、

第一章裁判所の管轄といふ点について

申し上げます。本章はおおむね現行刑

事訴訟法の通りでありますが、新たに

事物管轄を同じうする他の管轄裁判所

への事件移送の制度を設けたのであり

ます。これは第十九條であります。こ

れは本案がきつめて徹底した直接審理

主義、公判中心主義を採用いたしました

結果、被告人の現在地管轄を有する

ます。これは第十九條であります。こ

れは本案がきつめて徹底した直接審理

主義、公判中心主義を採用いたしました

結果、被告人の現在地管轄を有する

裁判所において審判するよりも、犯罪

地または被告人の住所地を管轄する裁

判所において審判する方が被告人の保

護ともなり、また審理の便宜も得られ

るので、この制度を採用いたしましたの

であります。

次は第二章裁判所職員の除斥、忌避

及び回避の方について申し上げます。

本章におきましては回避の制度を規定

いたしましたのであります。これは回避は

單なる裁判所の内部規律の問題であり

ますので、裁判所の規則に譲つたわけ

であります。

次は第三章、訴訟能力、被疑者に関

する規定を取り入れたほか、現行法

通りであります。

第四章の弁護及び輔佐につきまして

は、本章中弁護人制度に関する改正の

要点は、次の六点であります。

第一は三十條第一項の規定でありま

す。被疑者の弁護人選任權でありま

す。本案におきましては、應急措置法

をさらに一歩進めまして、被疑者は身

体の拘束を受けていると否とを問わ

ず、すべて弁護人を選任することがで

きるものとしたしまして、その保護を

はかつたのであります。

第二は特別弁護人の制限でありま

す。これは三十一條になつておりま

す。本案におきまして、特別弁護人

の制度は、これを認めておるのであり

ますが、特別弁護人を選任することの

できるのは、簡易裁判所及び地方裁判

所に限られまして、かつ地方裁判所に

おきましては、他に弁護士たる弁護人

がある場合に限るものとしたしまし

て、著しく特別弁護人を選任し得る場

合を制限いたしましたのであります。こ

れは本案においては、弁護人が独立して

訴訟行為をなし得る範圍を著しく拡張

いたし、公判準備及び公判手續におい

て弁護人が行動するにについては、専門

的法律知識が必要となつておりますの

で、原則として、弁護人は資格ある弁

護士たることを要し、特別弁護人は例

外的にこれを認めることとしたのであ

ります。

第三は、主任弁護人の制度でありま

す。これは三十三條、三十四條に規定

いたしました。本案におきましては、公

判準備及び公判手續において、弁護人

に通知をしなければならぬ場合が著

しく多くなります。また弁護人のなし

得る訴訟行為も、はなはだ多くなつて

いるのであります。この場合に数人の

弁護人に対しまして、すべて通知をし

なければならぬのだとするのは、

きわめて不便であり、また弁護人のな

す訴訟行為が相矛盾するのでは、訴訟

の進行にいろいろの不便があります

ので、本案におきましては、主任弁護

人の制度を設けまして、主任弁護人

は、弁護人に対する訴訟行為、または

弁護人に対する訴訟行為について他の弁

護人を代表するものとしたしたのであ

ります。しかし証人調べ終了後の意見

の陳述は、すべての弁護人がこれをす

ることができるようになつておるので

あります。

第四は弁護人の数の制限でありま

す。これは三十五條であります。弁護

人の数は、各被告人については、三人

を超えることができないものとした

し、被告人につきましては、特別の事

情があるときは、三人までに制限する

ことができるものとしたのであり

あります。

第四は弁護人の数の制限でありま

す。これは三十五條であります。弁護

人の数は、各被告人については、三人

を超えることができないものとした

し、被告人につきましては、特別の事

情があるときは、三人までに制限する

ことができるものとしたのであり

ます。これは司法法制審議會におい

て、はげしい論議の末決定された答申

に従つたものであります。

第五は貧困その他の事由による弁護

人選任の請求權は、應急措置法と同様

であります。これは三十六條でありま

す。

第六は、弁護人の被疑者または被告

人との交通權であります。これは三十

九條であります。被疑者または被告人

が供述を拒む權利があり、また終始黙

秘する權利があることを考えますと、

被疑者または被告人と弁護人との接見

に官憲が立会い、その會談の内容を聴

取することは、建前として許されな

いところでありまして、身体の拘束を

受けておる被疑者または被告人は、何

人の立会いもなく弁護人または弁護人

とならうとする者と接見し、防禦の準

備をすることができるとしたもので

あります。また書類もしくは物の授受

をすることができるとしたしまし

た。但し監獄法その他の法令で、逃

亡、罪証隠滅または戒護に支障のある

物の授受を防ぐため必要な措置を規定

することができるとしたし、公訴

の提起前におきましては、捜査との關

連をはかる必要上、捜査官は、接見ま

す。

第一類第四号 司法委員會會議錄 第二十三号 昭和二十三年五月三十一日

第一類第四号 司法委員會會議錄 第二十三号 昭和二十三年五月三十一日

第一類第四号 司法委員會會議錄 第二十三号 昭和二十三年五月三十一日

たは授受に關し、その日時、場所及び時間を指定することが出来るものといふたしたのであります。この指定に對しましては、不服の申立ができることになつております。これが三十九條と四百三十條であります。

次は第五章、裁判の点であります。本章につきましては、單純な手続的規定を裁判所の規則に譲つたほかに、現行法通り別に變りはありません。

次は第六章、書類及び送達等の点であります。本章は現行法においては、二章にわけられていた書類及び送達を併せて一章にいたしたのであります。まず公判調書について特別の規定を設けました。それは四十九條であります。

が、被告人にも、弁護人がないときは、公判調書の閲覧権を認めた点であります。

次は五十條の規定であります。公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、檢察官、被告人または弁護人の請求により、次回の公判期日において、またはその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げ、その陳述者から証人の供述の要旨の正確性につき異議があつたときは、その旨を調書に記載しなければならぬものといたし、公判調書の正確性の担保をはかつたのであります。第三は五十一條の規定であります。被告、被告人及び弁護人の出頭なくして開廷いたしました公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において、またはその期日までに、被告人または弁護人に、前回の公判期日における審理に關する重要な事項を告

げねばならぬものとしたし、被告人の保護をはかつたのであります。次は確定訴訟記録の公開の制度を設けたのであります。これは五十三條であります。何人も被告事件の終結後、原則として訴訟記録を閲覧できるものとしたのであります。これは裁判の公正を担保する趣旨に基づくものであります。次は送達に關する刑事訴訟におきましては、公示送達制度をまつた。認めないこととした。そして、被告人の保護をはかつたのであります。但し五十四條に規定してあります。公訴の時効の停止については、特別の規定を設けて、公示送達を廢止したために起るこの点の弊害を避けたのであります。

第七章 期間、これは五十六條をこらん願ひたいのであります。本章は里程猶予の期間に關する規定の内容を、裁判所の規則に譲りまして、そのほかは現行法と同じであります。

次は第八章、被告人の召喚、勾引及び勾留の件であります。本章は、被告人の身体を拘束する理由、身体拘束についての手續、及び不当または必要のない勾留に対する救済方法を定めたものであります。本章中の規定の大部分は、現行法及び應急措置法中に見られるものであります。特に注意すべきものを掲げますと、次の通りであります。

第一は勾留理由を新たに規定いたしました。かつて勾留期間に關する規定を設けなかつたことあります。現行法におきましては、いかなる程度の犯罪の嫌疑がある場合に、被告人の身体を勾留し得るかが、法文上必ずしも明確ではなかつたのであります。應急措置

法におきましては、逮捕の理由としたしまして、「被疑者が罪を犯したことを疑ひに足りる相当な理由」または「充分な理由」といふような條件が設けられたのであります。けれども、これが同時に勾留の條件とはされなかつたのであります。すなわち現行法の九十九條の規定であります。従つて住居不定というような事実がありますれば、極端に申しますと、犯罪の嫌疑があつてもなくとも勾留し得るという理窟であつたのであります。本案はその第六十條におきまして、従来の建前を一掃しまして、勾留の理由を犯したことを疑ひに足りる相当な理由があることを要件としたし、全然嫌疑のない者が拘束を受けることがないように、裁判官に對して審査の義務を課することとなつたのであります。但し、逆に申しますれば、本案においては、犯罪の嫌疑のある者は、たとえ住居不定にあらずとも、一應勾留され得ることとなつたのであります。この意味におきましては、必ずしも勾留し得る場合を制限したとは言えないのであります。そのような場合に關しましては、あとで申し述べますように、保釈制度等の活用により、不必要な勾留を努めて救済しようといはしてゐるのであります。

次に現行法におきましては、勾留の期間を二箇月としているのであります。が、本案におきましては、このような規定は設けなかつたのであります。そのわけは、従来の運用の事情を見まするに、二箇月という期間の制限は、形式的な更新によつて、多くの場合有名

無実となつてゐるのであります。本案においては、かくのごとき実効の伴わぬ制限は、これを設けぬこととしたとして、保釈、勾留取消等の運用によつて、不当に長期にわたる勾留を救済しようと考えてゐるのであります。

その二は、不当または不必要な勾留に對する救済であります。右に申し上げたごとく、本案においては、犯罪の嫌疑があれば、身体を拘束し得ることが一應の建前となり、勾留期間に制限はないのであります。から、不当または不必要な勾留を防止するため、十分の救済手段が設けられねばならぬことは當然であります。そこで、次のことき規定が設けられたわけであります。

その一つは身体拘束と弁護人選任の規定であります。これは七十六條ないし七十九條であります。被疑者たる被告人たるを問はず、いやしくもその身柄が拘束された場合には、ただちに弁護人選任権を告知され、かつこれを選任し得ることは、應急措置法において定められたところであり、本案におきましても、これを全面的に踏襲したのであります。第七十八條及び第七十九條は、弁護士、弁護士會、または弁護人、もしくは親族等に對する通知義務を新たに定め、これによつて被告人が不当または不必要な拘束を争ひ得る途を開いたのであります。

その二は、勾留理由開示の手續であります。これは八十二條ないし八十六條になつております。この手續は、應法第三十四條の規定に基きまして、應急措置法中に設けられたものであります。が、本案においても、これを規定したのであります。この手續によつ

て、勾留中の被告人は、自分が勾留された理由を知ることが出来るわけであります。

その三は、勾留理由不存在または勾留不必要の場合における勾留の取消であります。これは八十七條であります。

勾留の理由または勾留の必要がなくなつた場合には、請求または職権によつて勾留を取消すべきものとしたのであります。

その四は保釈であります。これは八十八條、八十九條、九十條であります。保釈については、八十九條に若干の例外的場合を設けましたが、それ以外の場合には、保釈を許すべきものとしたのであります。例外にあたる場合でも、裁判所の裁量をもつて保釈を許し得るのことは言うまでもないことあります。さらに職権により保釈を許し得る途を開くこととしたのであります。

その五は、不当に長期にわたる勾留の取消またはその場合における保釈であります。これは九十一條の規定であります。勾留による拘禁が不当に長くなつたときには、裁判所は請求または職権によつて、勾留を取消するか、保釈を許さなければならぬものとしたのであります。以上が勾留される場合の被告人に對して設けられた救済規定の概要であります。

次は勾引、勾留の手續に關するいろいろの規定であります。本章中の勾引、勾留の手續に關する規定について、一言申し上げたいのであります。これは一見いたしますと、現行法または應急措置法のそれと大差がないようでありまが、しさいに比較検討いたしますならば、本案の規定が従来の手

続によつ

前規定よりも詳細をきわめており、勾引状、勾留状の執行について厳格な制限を課しておることは、おわりのことと思ふのであります。ただ一つ、その中にあつて、七十三條第三項が、急速を要する場合に關し、令狀をその執行の際呈示する必要のない例外を定めてゐることを御注意願ひたいのであります。令狀は執行の際常にこれを呈示するが理想であることは申すまでもないところでありますが、この原則を徹底いたしましたれば、すでに令狀が発せられておつても、たゞ／＼令狀を所持していなければ、被告人を逮捕し得ないといふ不都合な場合も生じ得るので、この例外を特に設けたわけであり

ます。以上が第八章中の重要と思われ規定の説明の概略であります。次に第九章にはいるわけでありまして、その前にちよつと御注意を願ひたいのは、本案におきましては、現行法が「被告人の召喚、勾引及び勾留」の章の次に設けてゐる「被告人尋問」の章を削除したといふことであります。本案におきましても、被告人の供述を求める場合もあり得ることにはなつておるのであります。従來のころと被告人尋問は、裁判手続の中心ではなくなつたので、これを一章として規定せぬこととしたのであります。

次は第九章押収及び搜索の点であります。本章は裁判所の行方押収及び搜索について規定を設けたのであります。しかし本章の規定は、現行法の規定と對比すると、次のこと諸点が特徴をなしておると考えられます。その一つは、令狀主義の徹底であります。これは百六條であります。從來の

考え方におきましては、裁判所は必ずから押収、搜索をなし得るのであつて、裁判所の押収、搜索には令狀は不要であるとも考えられたのであります。が、本案はこの点に關しまして新たな見解をとり、裁判所の行方押収、搜索については令狀を必要とし、その令狀は裁判官以外の者が執行すべきものといたしましたのであります。これは百八條にありまして、けだし一方において裁判官の地位職分を考えれば、裁判官みづからが押収、搜索の現場において活動するといふようなことは、はなはだおもしろくないと考えたからであります。また他方においては、常に令狀を要することが、憲法第三十五條の明文にも合致すると考えたからであります。その二は押収令狀、搜索令狀の執行と、人権尊重の規定であります。

押収令狀、搜索令狀の執行は、これが乱暴に行われた場合、きわめて人権を侵害するおそれあること、逮捕狀、勾留狀といふさかもあるところがありま

せん。よつて本案におきましては、特に次のこと制限規定を設けまして、人権の侵害を防止せんことを企圖したのであります。その一は呈示の義務、これは百十條にありまして、令狀は、処分を受ける者の請求の有無にかかわらず、これを呈示すべきものとい

は、たしたのであります。その二は夜間の執行であります。百十六條の規定であります。令狀を夜間執行するためには、その旨の記載を要するものとしたのであります。言いかえますれば、裁判官に対して夜間執行の許可を求め、許可を得て初めて執行し得ることとしたのであります。その三は目録の交付であります。これは百二十

條の規定であります。押収した者は、必ず押収品目録を交付すべきものとしたのであります。その四は運搬または保管に不便なものの委託であります。これは百二十一條の規定であります。現行法におきましては、この種の保管の委託は、これを命じ得ることになつていたのであります。が、本案におきましては、相手方の承諾を條件としたのであります。

次は押収拒否権制度の合理化であります。これは百五條の規定であります。これはあつて申し上げる証人尋問の章中第四十九條に對應する改正であります。そも／＼被告人、被疑者の尋問が大いに制限されました刑事訴訟制度のもとにおきましては、傍証の収集が犯罪証明にとつてきわめて重要なことは、あらためて申すまでも

ないところであります。特殊の業務に従事する者が、業務上委託を受けて保管し所持する物で、他人の秘密に關するものをむやみに押収することは、不当に人の秘密を侵し、かつ業務自体を冒瀆するものであります。しかしながら、業務に基く押収拒否権は、あくまでも人の秘密の正当なる保護と業務の保護との点に、その合理性が認めらるべきものであります。これが犯人隠避、罪証隠滅にまで濫用さるべきものでないことは明らかであります。第百

五條は、新制度のもとにおける傍証の重要性に鑑みまして、從來の規定を多少合理的に変更することにいたしましたのであります。次は第十章檢査の項であります。本章におきましては、あつて申し上げる鑑定

の規定を設けたのであります。身体の檢査は、野外における犯罪現場の檢査等と異なり、その方法いかにによりましては、処分を受ける者の人権を侵害する程度が大きいからであります。と同時に、新制度のもとにおきましては、これが証人尋問と同様に、重要な証明方法となることもあり得ることと考えますので、正当な理由なく檢査を拒否する者に対しては、制裁を科し得ることにいたしましたのであります。これは百三十二條、百三十三條、百三十四條、百三十七條、百三十八條の規定であります。なおそのほかに、過料の制裁を科する裁判に對しましては、別に抗告の途を認めたのであります。これは百二十九條であります。

次は第十一章、証人尋問であります。前申し上げましたこと、本案におきましては、被告人及び被疑者に對して、一切の供述を拒否する權利を認めました結果、今後の裁判におきましては、傍証の収集が、犯罪の証明にき

わめて重要なものとなつたのであります。したが、中でも証人尋問は特に重要な役割を果すことになつたのであります。他面重要な証人は、できる限りこれを公判廷で尋問し、しからざる場合におきましては、被告人に對して十分に審問の機会を與へなければならぬといふのが、憲法第三十七條の規定する原則でもあります。このような観点から、本案は從來の刑事訴訟法中の証人尋問に關する規定を、ある部分多少修正し、また新たに規定を設けることとしたのであります。その一は、証

言拒否制度の合理化、これは百四十六條、百四十七條であります。現行法第百八十六條及び第百八十八條におきま

しては、一定の親族關係またはこれに準ずる關係のある者の間においては、全面的に証言を拒否し得ることとなつておつたのであります。言いかえますれば、特殊の關係があることさえ立証されるならば、被告人に不利な証言はもろろのこと、有利な証言さえも拒否し得るといふことが、理論的には可能であつたのであります。しかも實際の運用におきましては、この規定が利用されたことはあまりなく、多くのこの種の証人は、進んで被告人のために有利な証言をなし、その際被告人に不利な証言までも強いられるといふ例も少なくなつたのであります。これは証言の全面的な拒否を規定して、これを部分的に拒否し得るといふことに對して明確な考へ方がなかつた結果であると思われるのであります。いかに考へても、有利な証言まで拒否し得るといふのは、合理的なものとはなしないのであります。眞実の有利な証言は、これを得ることが被告人のために、裁判の公正のためにも、望ましいのであります。新法のもとにおきましては、証人の取調につきましては、尋問の一つ／＼に對して異議を申し立てる權利を認めたのであります。から、弁護人その他の者の異議申立てにより、証人が自己と親族の關係にある被告人に對し不利な証言を強いられるといふことは、十分に防止し得るのであります。このような考へから、本案におきましては、百四十六條、百四十七條において、自己または自己と特殊の關係にある者が刑事訴訟を受け、または有罪判決を受けるおそれある証言のみについて、拒否権を認めることにいたしましたのであります。次に本案の百四十九

條

條

條



條は、前申しました押収、搜索の章における百五條と並んで、特殊の業務に従事する者の証言拒否権についても規定の趣旨を合理的なものであらしめたものであります。

次は宣誓制度の合理化、これは百五十四條、百五十五條であります。従来の刑訴二百一條、二百二條におきましては、宣誓せしめずに尋問すべき証人の種類をきわめて廣範圍に規定しておつたのであります。その趣旨を察しますに、これらの証人はどうも多少のうそまたは不正確な証言をするであらうから、むしろ宣誓をせしめずしてこれを尋問し、虚偽と眞実との混合した証言の中から、裁判官が眞実を發見しようというにあつたようであります。しかしながら、多少なりとも偽証を認容するがごとき制度は、合理的なものとは言いがたいのであります。一方においては、不利な証言はこれを拒否することを認め、他方においては、証言する者に対して眞実を期待し、また要求することが正しいと思われるのであります。殊に從來の理論におきましては、宣誓した上の証言と、宣誓せざる証言との間には、証拠能力、証明力等におきまして、法律上何らの差異はなく、宣誓せざる証言のみを証拠として有罪を認定することも可能であつたことを思いますれば、ある種の証人に対しては宣誓をさせてはならぬという理由が、きわめて乏しいと言わなければならぬのであります。以上のごとき考慮から、本案におきましては、宣誓の趣旨を理解し得ざる者を除き、すべての証人に宣誓を命ずることとしたのであります。次は証人を十分に審問する権利であります。これは百五十

七條ないし百五十九條の規定であります。本案は、証人が裁判所外において尋問される場合に關し、立会權、尋問請求權を新たに規定したのであります。この三箇條は讀んでいただければ趣旨のずから明瞭であると考えます。

次は証人に対する罰則の強化であります。これは百五十五條、百五十一條、百六十條、百六十一條であります。すでに繰返して申し述べましたがごとく、新制度下におきましては、証人が重要な証拠となる事実を鑑みまして、不出頭、不合理的証言拒否等について、從來よりも重い制裁を科し得ることとしたのであります。なお科料の制裁の裁判に對しても、抗告の途が認められてゐるのであります。これは四百二十九條であります。

次は十二章の鑑定章であります。本章には三つの新しい規定が設けられました。その一つは百六十七條の留置狀、その二は百六十八條の許可狀であります。この兩者は、應急措置法にも規定されてゐなかつたものであります。この種の重要な処分に令狀主義を徹底しようという考念に基くものであります。その三は百七十二條の規定であります。本章におきましては、身体検査を特別に規定し、人権保護に慎重を期することとしたのであります。

次は第十三章通訳及び翻譯であります。本章につきましては、從來と同じであります。新しい点はあります。

次は第十四章証人保全であります。本章は全然新しい規定であります。趣旨とするところは、第七十九條に明

瞭に書いてあるように、被告人、被疑者が公判において使用すべき証拠を、公判前に裁判所に請求して保全することを認めたのであります。

次は第十五章訴訟費用の点であります。本章におきましては、第八十一條第三項の改正に御注意願ひたいのであります。これは檢察官のみが上訴を申立てた場合に、その上訴が誤つていたことより生じた訴訟費用は、これを被告人に負担させることができないとしたこととあります。これに關連いたしました、第三百六十八條ないし第三百七十一條におきましては、檢察官のみが上訴して、その上訴が誤つていた場合に、費用の補償を規定したのであります。

次は第二編、第一審、第一章捜査であります。捜査の關係は百八十九條から百九十四條までの点について、まず御説明いたします。本章におきましては、すでに應急措置法で確立されたところを踏襲しまして、これを詳細に規定したに止まる部分が多いのであります。また新しい制度を取入れた点も少くありません。まず司法警察制度であります。本案においても、現行法通り、司法警察の制度を存置いたしました。しかし新警察法によりますれば、自治体の吏員である警察吏員があるもので、これを包括して從來通り司法警察官吏という名称を用いることは適當でありませぬので、總括的名称といたしましては、司法警察職員といたしたのであります。從來の司法警察官に相當するものといはしましては司法警察員、司法警察吏に相當するものといたしましては司法巡査の名称を用いたのであります。しかし警察法上の

警察官及び警察吏員は、本案第八十九條により、すべて司法警察職員となり、森林、鉄道その他特別の事項についてのいわゆる特別司法警察官は、本案第九十條に基く司法警察職員指定法によつて、司法警察職員として指定されるわけでありませぬ。本案におきましては、司法警察職員は、犯罪があると思料しますときは、犯人及び証人を捜査するものとすると包括的規定を設けてゐるだけでありまして、司法警察員または司法巡査の権限の差異に關し、特に定義的規定は設けなかつたのであります。その権限の差異は、本章中にそれ／＼規定があり、要するに司法警察員は、個々の事件の捜査の主宰者であつて、逮捕狀その他の令狀の請求權及び逮捕した身柄を釈放すべきか檢察官に送致すべきかの決定權は、司法警察員に與えられております。捜査を遂げた事件を檢察官に送致すべき義務も司法警察員に負わされておるのであります。警察官及び警察吏員中、いかなる階級の者が司法警察員とし、あるいは司法巡査とするかは、各都道府縣、國家地方警察、及び各自治体警察の實情に即しまして、これを決定するのが適當であるのであります。他の法律またはそれ／＼の公安委員會の定めるところに譲つたのであります。これは百八十九條の一項であります。

次は檢察官の捜査指示ないし指揮權の問題であります。警察法の根本原則であるところの警察の地方分権化との調整をはかるため、司法警察官吏の捜査は、すべて檢察官の補佐または補助としての捜査であるとする現行法の建前を改めまして、司法警察職員を獨立の捜査主体に改め、これに第一次捜査

責任を認めるとともに、檢察官の捜査指揮權を合理化し、公訴を實行するたに必要なる犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定める一般的指示權、これに協力をするため必要な一般的指揮權及び檢察官の行つた捜査の補助をさせるための指揮權の三つとしたことは、先に法務總裁がその提案理由説明において御説明申し上げた通りであります。公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則は、現行の司法警察職務規程に相當するものであります。一般的指示權は、かかる準則、すなわち職務規程を定めるものに限られておるのであります。捜査の協力を求めるための一般的指揮權と申すのは、廣く一般的に犯罪捜査計画方針を立て、これに協力を求めるための一般的指揮權を言うのであります。檢察官がみづから犯罪を捜査している場合であると否とを問わないのであります。檢察官の行つた捜査の補助をさせるための指揮權と申すのは、檢察官が特定の犯罪を捜査しておる場合に、直接その指揮のもとに入れて捜査の補助をさせるための指揮權であります。

捜査手続が國家刑罰權の實現をはかる刑事手続の第一段階であることは、論をまたないところであります。この捜査手続自体が、法にかなつて遂行されなければ、正義の顯現もこれを期しがたのであります。捜査手続自体を法にかなつて執行せしめるためには、檢察官の指示または指揮は絶対に必要であります。殊に現在の司法警察官の質的低下を考へるならば、本案のごとき指示または指揮權は絕對の要請であり、かつ實情に即したものと考へられるのであります。なお檢事總長、檢事

長または検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく、檢察官の指示または指揮に従わない場合において必要と認めるときは、その懲戒または罷免の訴追をすることができるのであります。この訴追というものは、單なる請求とは違つておりまして、この訴追があれば、當然懲戒または罷免の手続が開始されることを意味するのであります。

次は被疑者の取調べについてであります。これは百九十八條の規定であります。本案におきましては、檢察官、檢察事務官または司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取調べることができるとあります。この場合被疑者は逮捕または拘留されている者以外は、出頭を拒み、または出頭後もいつでも退去することができるとし、さらに檢察官等は取調べに際して被疑者に対し、あらかじめ供述を拒むことができる旨を告げなければならぬものといたしたのであります。これは從來、ややもすれば行われがちであつた自白の追求を防止し、憲法第三十八條第一項の趣旨に従ひ、被疑者の人権を保障するため、特に規定を設けたものであります。

次は被疑者以外の者の取調べについてであります。これは二百二十三條、二百二十六條、二百二十七條であります。本案におきましては、檢察官、檢察事務官、または司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べまたはこれに鑑定、通訳もしくは録取を嘱託することができるとあります。この場合これらの

者は前述の被疑者の場合と同様に、出頭を拒みまたはいつでも退去することができるとしたものであります。これは憲法の精神に従つてこれらの者の人権を保護させるために規定を設けたものであります。しかしながら、犯罪の捜査上重要な証人が、出頭または供述を拒んだ場合には、捜査に支障を生じ、個人の権利を保障することによつて、かえつて公共の福祉に反する結果を來しまするので、かかる場合には第一回公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができるとしたものであります。しかしもしその者が裁判官の尋問に対し、正当の理由なくして、さらに出頭または供述を拒んだ場合には、總則第十一章証人尋問の規定に従ひ、罰則の適用を受けることとなるのであります。さらに檢察官等の取調べに際して任意に供述した者が、公判期日においては他から圧迫を受けて供述を承へずおそれがあり、しかもその者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、証人を保全するため、第一回公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができるとしたものであります。

次は逮捕並びに公訴提起前の拘留期間の問題であります。これは二百八條第二項であります。被疑者の逮捕手続につきましては、令状による場合、緊急逮捕の場合及び現行犯逮捕の場合等いずれも應急措置法におけるものと同様であり、逮捕より公訴提起までの手続についてもまた同様であります。ただ應急措置法のもとにおきましては、檢察官が拘留の請求をなした場合

には、その日から十日以内に公訴の提起をしなければ、ただちに被疑者を釈放しなければならないことになつておるのであります。本案では、やむを得ない事由がある場合は、その期間を總計十日以内に限り延長することができるとしたものであります。これは將來の捜査においては、自白の偏重を避け、傍証の収集に重点が置かれるために、捜査に從來よりも多くの日数を要する場合があることが予想されますので、やむを得ない事由のある場合に限り、裁判官にこの期間の延長を請求することができるとしたものであります。

次は準現行犯の点であります。これは二百十二條であります。準現行犯につきましては、本案の規定するところは、現行法と趣旨において同様であります。ただ現行法のもとにおきましては、犯行時と逮捕時との時間的關係がやや廣く解釈せられておるのであります。本案では現行法の準現行犯たる事由のほか、罪を行ひ終つてから間がないと、明らかに認められるときに、これを現行犯とみなすこととしたし、犯行時との時間的關係を明らかにしたものであります。これは現行犯の本質上、かように犯行と時間的に接する場合のみを、準現行犯とすることが、相当であると思われまゝです。この点については、現行法よりもやや狭く規定したものであります。

次は身体検査令状の請求についてであります。これは二百十八條であります。檢察官、檢察事務官または司法警察職員が、犯罪捜査のため行ふ差押、搜索または検証については、裁判官に対して令状を請求し、これによつて行

わなければならないことは、應急措置法と同様であります。特に身体検査を行ふ場合には、検査を受ける者の人権を保護するため、身体検査令状によることを要するものといたしたのであります。身体検査令状を請求する場合には、身体検査を必要とする理由、及び身体検査を受ける者の性別、健康状態等を裁判官に示すことを要し、裁判官は、身体検査を受ける者の人権を保護するために、身体検査に關し適當と認める條件を附することができるとしたものであります。

次に尊族親に対する告訴、告発の禁止の規定の撤廃であります。現行法におきましては、祖父父母または父母に対しては、告訴または告発をすることができないことになつておるのを、本案におきましては、この禁止規定を撤廃いたしました。尊族親に対する告訴、告発の禁止は、從來わが國の淳風美俗に基くものとせられたのであります。が、すべて國民は法のもとに平等であるとする新憲法のもとにおきましては、これを削除するのを適當と認め、改正案には規定しないこととしたのであります。

次は告訴の取消。これは二百三十七條であります。現行法におきましては、告訴は第二審の判決があるまではこれを取消することができるとしてあるものであります。本案におきましては、告訴の取消は、公訴の提起前に限るとしたものであります。これにより一旦被害者が告訴し、これに基いて公訴が提起された以上は、事件は國家の手に移つたものであつて、その後に、なお裁判所における訴訟手続の進行が告訴者の意思によつて左右

されることは、適當でないと考えましたので、告訴の取消は、公訴の提起前のみに限るものといたした次第であります。

次は外國の代表者等の告訴またはその取消の特例であります。これは二百四十四條であります。告訴またはその取消は、檢察官または司法警察職員に対してなされるべきものであります。が、刑法二百三十三條第二項の規定によりまして、外國の君主または大統領に代つて、その國の代表者が、名譽毀損の告訴またはその取消をする場合及び外國使節に対する名譽毀損または侮辱の罪について、その使節が告訴または取消をする場合には、特に外務大臣に対して、これを行うことができるものといたしたのであります。これは國際外交上の観点から、かかる特例を認めることが相當であると考へたからであります。

次は第二章公訴の点であります。本章も数点において重要な改正がされております。その一つは公訴の時効であります。二百五十條であります。公訴の時効につきましては、刑法第八十條、單純賭博罪の時効を廢止いたしました。これを通常の罰金にあたる罪として、三年の時効期間に改めました。ほか、拘留または科料にあたる罪の時効期間を、六箇月から一年に延長いたしましたのであります。これは單純賭博罪につきましては、特に短期時効を認める理由に乏しく、拘留、科料にあたる罪については、六箇月の時効期間は短かきに失すると認められるからであります。

次は時効の停止。これは二百五十四條第一項、それから二百五十五條であ

ります。現行法におきましては、公訴の時効は、公訴の提起、公判の処分または二百五十五條の規定によりなされた刑事の処分によつて中断するのでありますが、本案におきましては、時効の中断の観念を捨てて、時効の停止の観念を全面的に採用いたし、時効は公訴の提起によりその進行を停止し、管轄または公訴棄却の裁判が確定したときから、その進行を始めるものとしたのであります。但し公訴提起の手續が法令の規定に違反したため無効であるときまたは起訴狀の謄本が適法に被告人に送達されなかつたために、公訴の提起がその効力を失つたときは、時効は停止しないのであります。なお犯人が国外にいる場合、または犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間、または逃げ隠れている期間は、その進行を停止するものとしたのであります。これは現行法のごとく公判の処分または、刑事の処分により時効の中断を認めるときは、これらの処分により繰返し時効は中断され、被告人に不利であるのみでなく、手續も煩雜でありますから、むしろ時効の中断の観念を捨て、時効は公訴の提起により、その進行を停止するものとしたのであります。なお時効の中断の観念を排する結果、犯人が国外にいる場合、または國內において逃げ隠れておるため、起訴狀の謄本が送達できない場合、その間に時効が完成し遂に公訴提起が不可能となることを防ぐために、かかる期間は、時効は進行を停止するものとしたのであります。

これは二百五十六條であります。公訴の提起は、起訴狀を提出してこれをするのであります。起訴狀には、被告人の氏名その他、被告人を特定するに足りる事項、公訴事実及び罪名を記載し、公訴事実については、できる限り日時、場所及び方法をもつて罪となすべき事実を特定して訴因を明らかにし、罪名については、適用すべき罰條を示して、これを記載しなければならぬものとしたのであります。しかし公判の裁判は、あとで申し上げますが、訴因を明示して記載された公訴事実に対してなされるものであります。検査官は、必要に應じて、同一公訴事実について数個の訴因及び罰條を予備的にまたは択一的に記載することができるといたしたのであります。

さらに本案におきましては、公判中心主義を徹底し、かつ当事者訴訟主義を廣く採用いたしました結果、公判期日前に裁判官に、事件につき予断を抱かしめることを防止するため、かかるおそれある書類等は、一切起訴狀とともに提出することを禁じ、起訴狀は、現在行われておるごとく、訴訟書類を添附することなく、原則として單獨に提出されることとし、その記載内容につきましても、かかるおそれある書類等の内容を引用することを禁じたのであります。

次は告訴人、告訴人または請求人に對する検査官の処分の通知であります。これは二百六十條、二百六十一條であります。

現行法のもとにおきましては、告訴事件については、検査官は、その処分の結果を告訴人に通知することになつてゐるのであります。が、本案においては、これを廣く告訴人、請求人にも廣め、さらにもその事件について公訴を提起しない処分をした場合には、告訴人、告訴人または請求人の請求があれば、その不起訴理由を告げなければならぬものとしたのであります。これはかかる告訴人、告訴人または請求人は、その事件の処分に対して種々の利害關係をもつてゐるのでありますから、その処分の結果を通知し、もし請求があれば、不起訴の理由をも告げることが適當であると考えたのであります。

次は刑法第九十三條ないし百九十六條の罪、すなわち職務濫用、暴行凌辱等の罪についての公訴の特例であります。これは二百六十二條から二百六十九條までの規定であります。

いわゆる人権蹂躪事件、すなわち刑法第九十三條ないし百九十六條の罪につきまして、告訴または告発をした者は検査官の不起訴処分に不服があるときは、その検査官所属の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に、事件を裁判所の審判に付することを請求することができるといたしたのであります。この場合当該地方裁判所がその請求について審理した結果、もし請求が理由あるものと認めて事件を管轄地方裁判所の審判に付する旨の決定をいたしましたとき、そのときにその事件について公訴の提起があつたものとみなされるのであります。しかししてこの事件につきましては、弁護士の中から指定された者が、その公訴の維持に當るものとしたのであります。これはかかる種類の犯罪につきましては、検査官の処分が公正でない場合があるやも

しれぬことを慮りまして、特に公訴の提起に代る手續を認めたのであります。この事件の公訴維持についても、これを検査官の責任において行われしめることなく、裁判所によつて指定された弁護士をして担当せしめることとしたのであります。

○井伊委員 しばらく休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後三時三十分開議

○井伊委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○本内政府委員 今度は第三章公判の關係について御説明申し上げます。殊に第一審の公判がいかなる構造をもつかによりまして、訴訟法全体の骨格が定まるものといふことができると思ふのであります。この意味において、今回の改正に際しまして、特に重点をここにおくとともに、被告人の基本的人權の保障と実体的眞實の発見と、公平なる裁判、迅速なる公開裁判の実現、この三つの要求をいかに調和せしめるかについて、慎重なる考慮を拂つた次第であります。従つて従来の公判に關する規定は、裁判官の識見と力量とに信頼を置いてゐる点が多く、その意味で運用によつてはすぐれた裁判を期待することができたのであります。が、一面その運用よろしきを得なければ、公判の手續が形式的に流れ、書面審理の弊を生ずるおそれがあつたのであります。しかも實際の運用を見まするに、必ずしもその弊なしとしない状態であつたのであります。そこで今回の改正では、公判の手續及び証拠に關する規定にかなり根本的な修正を加

え、その結果従来の規定は、その面目を一新いたしました申しても過言ではないのであります。

次にその内容のおもな点を大別して申し上げます。一つが公判開廷前の手續、その二が開廷の條件、三が公判期日における手續及び証拠、四がその他、この四項目に大別いたしました。第一は公判開廷前の手續についてであります。その一は起訴狀の謄本の送達であります。これは二百七十一條第一項の規定であります。裁判所は、公訴の提起を受けたときは、遅滞なく起訴狀の謄本を被告人に送達しなければ、ならないこととしたのであります。起訴狀は、その後の公判手續の基礎となるものであります。裁判所は起訴狀に記載された事実の存否を審判するのであり、被告人はこれに對して防禦の方法を講ずるのでありますから、被告人の保護のため、この制度をとることにしたのであります。もちろんすべての事件について、必ず起訴狀の謄本を送達しなければならぬとすることは、論議の余地もないことではないとは申し上げられませんが、送達の方法については、具体的の場合に應じて便宜な方法もとり得るのでありますから、あえてこの改正を行うこととしたのであります。

次は公判開廷前の拘留に關する処分、これは二百八十條であります。起訴後第一回の公判期日までの間は、公判裁判所をして事件の内容に深く関與せしめることは、前申し上げたごとく、起訴狀には証拠を添附し、またはその内容を引用してはならないという原則に反することとなりますので、起



訴後第二回公判期日までの間に生ずべき勾留に関するいかなる処分、たとえ勾留の理由の開示、保釈勾留の執行停止等の処分は、公判裁判所をして取扱わしめず、他の裁判官に行わせることとしたのであります。

その三は公判期日の変更であります。これは二百七十六條、二百七十七條であります。

次は公判期日の変更について、慎重な手続を経なければならぬこととした点であります。現在公判期日の変更は、裁判長の自由裁量となつてゐるため、いろいろの事情があるものと思ひますが、とにかくその変更が容易に行われがちでありまして、そのため審理の期間が長引くことがあつたのであります。しかしそれは迅速な裁判を國民に保障せんとする新憲法の精神に反するもので、本案においては、期日の変更は、裁判所が行うべきものとし、さらに訴訟関係人の意見を十分聴かなければならぬものとするにとり、裁判所がその職権を濫用して期日を変更したときは、訴訟関係人から司法行政上の監督権の発動を促すことができるものとしたのであります。

次は公判開廷の條件であります。公判開廷の條件についての主要な改正点は、被告人または辯護人の出頭の際に、被告人または辯護人の出頭を要する規定に重要な変更を加へたこととあります。

その一つは被告人の出頭の問題であります。これは二百八十四條、二百八十五條、二百八十六條であります。まず被告人の出頭であります。現在、罰金以下の刑にあたる事件につきましても、すべて被告人の出頭を要せず、また

たいかなる事件についても、判決宣告の際には、被告人の出頭を要しないことになつてゐるのであります。判決の宣告は、現在においても、決して輕々しく考へるべき問題ではなく、被告人に対し、裁判所の最終の見解を示す意味におきまして、被告人の出頭を要するものとするのが望ましいのであります。そこで本案では、第一審の判決がいろいろの意味で著しく重要性を増すこととなる点をも考へまして、五千円以下の罰金または料料にあたる事件以外は、判決宣告の期日には、必ず被告人の出頭を要するものとしたのであります。しかし五千円以下の罰金及び料料にあたる事件以外は、すべての公判期日に被告人の出頭を要するものとするのも安当ではありませんが、勾留にあたる事件については、判決の宣告をする場合、長期三年以下の懲役または禁錮にあたる事件及び五千円を越える罰金にあたる事件については、公判の冒頭、すなわち起訴状の朗読及びこれに関する被告人側の陳述の行われる場合のほかに、裁判所は被告人が出頭しないことを許し、その不出頭のまま公判手続を進行させることができるものとしたのであります。この場合にも裁判所はもちろん被告人の出頭を命じ得るのであります。その他の事件は、公判の冒頭から判決の宣告まで、すべての公判の期日に被告人の出頭を要するのであります。

その二は辯護人の出頭の問題であります。これは二百八十九條であります。辯護人の出頭であります。現在、死刑、無期及び短期一年以上の有期の懲役または禁錮にあたる事件につきましても、必ず辯護人の出頭を要し、もし辯護人がないか、または出頭しないときは、國選辯護人を付することになつてゐるのであります。これでは大多数の事件が辯護人なくして開廷し得ることになるのであります。被告人の辯護に十分でない憾みがあるばかりではなく、今回の改正で、公判の手続がかなり複雑となり、しかも法律的知識を要する場合が多くなり、また長期三年を越える懲役または禁錮以上の刑にあたる事件については、すべて辯護人を要することとしたのであります。

第一類第四号 司法委員会議録 第二十三号 昭和二十三年五月三十一日

し、もし辯護人がないか、または出頭しないときは、國選辯護人を付することになつてゐるのであります。これでは大多数の事件が辯護人なくして開廷し得ることになるのであります。被告人の辯護に十分でない憾みがあるばかりではなく、今回の改正で、公判の手続がかなり複雑となり、しかも法律的知識を要する場合が多くなり、また長期三年を越える懲役または禁錮以上の刑にあたる事件については、すべて辯護人を要することとしたのであります。

次は公判期日における手続及び証拠の問題であります。これは二百九十四條、二百九十五條であります。檢察官の起訴状の朗読に始まり、証拠調べを終まして、論告及び辯論に終る手続の大綱は、本案におきましても、現行法と大差はないのであります。公判手続に関する規定が複雑となつたために、公判期日における裁判長の訴訟指揮の適切な運用に期待しなければならぬ点が、きわめて多いので、その法的根拠を明確に規定することとしたのであります。証拠調べに関する規定、すなわち証拠能力及び証拠調べに関する規定について、かなり根本的な修正を加へることとしたのであります。ただし証拠こそ事實認定の基礎をなすものであり、事實認定こそ法令の解釈にもまして、刑事裁判の中心であるにもかかわらず、現行法は、この点について、きわめてわずかな規定を設けてゐるに止まり、他はあけて裁判官の自由裁量に任せ、しかも裁判官のこの点に関する自由裁量権の運用は、必ずしもすべて適切安當であつたとは言い得ないからであります。そこでま

ず証拠能力に関する規定を説明いたし、その後で証拠調べに関する規定について一言申し述べたいと思つております。

その一つは自白の件であります。これは三百十九條であります。新憲法は、強制、拷問または脅迫による自白、不当に長く抑留または拘禁された後の自白の証拠能力を否定してゐるのであります。これは任意になされたものでない自白を証拠としてはならないという意味であります。この趣旨を明らかにする規定を設けた次第であります。さらに新憲法は自白を唯一の証拠として有罪の認定をしてはならないことを規定してあります。この点については、最高裁判所の判例によつて、公判廷における自白には、この憲法の規定は、適用されないということになつておるのであります。が、かりに憲法の解釈が判例の言ひ通りであつたといふとしても、公判廷における自白だけで有罪の判決することは危険であり、また実際に公判廷における自白以外に犯罪事實の存在に關し、まつたく他に論拠となるべき資料のない事件はほとんどないのであります。實務の上におきましても、判例の解釈通りにしなければならぬ必要もないので、憲法の解釈は判例によることとしたとしても、法律では公判廷における自白であつても、それだけでは有罪とされないことを明らかにしたのであります。これに關連し、英米に行われておる罪狀認定、すなわち公訴事實についての有罪が無罪かを尋ね、有罪の申立があれば、証拠調べにはいらずそのまま判決の言渡しを行い、無罪の申立があつたときに、初めて証拠調べを行うとい

ういわゆるアレインメントの制度は、その純粹な形のもの、その申立が自白でなく、民事訴訟法の認知的性質をもつものであるといつても、認諾といふことは、刑事裁判の本質に反するばかりでなく、自白だけでは有罪認定をしてはならないという憲法の規定の精神にも反するものであり、またかりに憲法の規定との調整をはかり、多少変形した形態のものをくふうしてみても、被告人の保護に薄いきらゐがりますので、今回の改正では、このアレインメントの制度は採用しないこととしたのであります。

その次は調書等の証拠能力、これは三百二十條から三百二十八條までの規定であります。

いわゆる調取書または尋問調書等の人の供述に代るべき書面の証拠能力については、從來から最も問題のあつたところであり、新憲法施行前においては、調取書と尋問調書とを區別いたし、調取書は区裁判所の事件についての証拠能力が認められてゐたのであります。が、いづれにせよ証拠能力がある限り、被告人がいかにその信用すべからざることを主張いたしましても、それを公判廷において朗読し、有罪認定の資料とすることができるとになつておつたのであります。しかし新憲法は、被告人に十分証人を尋問する機会を與えなければならぬことを規定してゐるのであります。刑事訴訟法の應急的措置に關する法律によつて、調取書にせよ、尋問調書にせよ、被告人から請求があれば、供述者自身を公判期日に喚問し、被告人に十分その供述者を尋問する機会を與えなければならぬことを規定したしたのであります。

七

であります。しかしこの場合は、供述者の公判期日における供述と、聴取書または尋問調書の供述記載とが食い違つても、そのいずれをとるかば、裁判官の自由な判断に委ねられていたものであります。憲法実施のための應急的措置としては、それで憲法の要求する最小限度を満たしていると思ふのであります。が、今回の改正に當つては、新たな見地よりこれを再検討することとしたのであります。

その次は、傳聞証拠の禁止の問題であります。これは三百二十條であります。御承知の通り、英米におきましては、傳聞証拠の禁止に関する証拠法上の原則があるのであります。本人の述べたことを記載した書面、または本人の述べたことを聴取した者の供述を証拠とし得るのは、本人を喚問し得ない場合に限るのであります。それは本人を喚問する方が最も直接的であり、被告人もまた十分に反対尋問をする機会が與えられることになるからであります。本案においても、この原則を採用するとともに、その例外に関する規定を詳細に定めることとしたのであります。第三百二十一條以下の規定がそれであります。

次にその内容をやや詳しく述べることといたします。まず参考人に対する聴取書、これは三百二十一條の一項であります。第一は被告人以外の者の作成した供述書、たとえば参考人に対する聴取書については、これを裁判官の面前における供述を録取した書面と、檢察官の面前における供述を録取した書面と、その他の書面の三種にわかつていづれの場合にも、供述者を公判期日または公判準備において取調べ

得る場合には、必ず取調べを要することとしたし、その上で前後の供述に食い違いがある場合には、裁判官の面前におけるものについては、そのいずれをとるかば裁判官の自由裁量としたし、檢察官の面前におけるものについては、前の供述すなわち檢察官の面前における供述の方が、後の供述すなわち公判期日または公判準備における供述よりも、より信用すべき特別の状況の存するときに限り、前の供述すなわち書面の記載の方を証拠にとり得るものといたし、その他の書面、たとえば司法警察官の聴取書のごときは、供述者が公判期日または公判準備において取調べ得る限り証拠とすることができないばかりでなく、取調べ得ない場合にも、その供述が犯罪の事実の存否につて欠くことのできないもので、しかもその供述が特に信用すべき状況のものとなされたものでなければ証拠にならないこととしたのであります。

次は検証調書の問題であります。これは三百二十一條の二項、三項であります。検証の結果を記載した書面についても、裁判官の検証の結果を記載した書面と、その他のものをわかつて、裁判官の検証の結果を記載した書面は、そのまま証拠となり得るけれども、その他のものにつきましては、檢察官、警察官等が証人に立ち、相手方の反対尋問を受け、しかもなおその書面の真正なことの証明がでないければ、証拠とすることができないものとしたし、鑑定書も同様としたのであります。

次は被告人に対する聴取書の問題であります。これは三百二十二條であります。被告人の作成した供述書、たと

えば上申書のごときものと、被告人の供述を録取した書面で被告人の署名または押印のあるもの、たとえば被告人に対する聴取書のごときものについては、証人の場合とや異なり、その内容が被告人に不利な事実を承認しているものである場合、たとえば犯罪事実を自白している場合か、あるいはその供述が特別に、信用のできる事情のもとになされたものであるときには、証拠とすることができるのであります。かように証人の場合よりも、被告人の場合の方が、聴取書の証拠能力が廣く認められているのは、應急措置法第十二條にも、その例があるのであります。が、証人は法廷において供述の義務があるのに反し、被告人は完全な黙秘権を有するもので、被告人のみが知つてゐる事実については、捜査の段階における聴取書に証拠能力を全然認めないとなれば、事実の真相を発見するための手がかりがまったくなくなるというところ、及び被告人は捜査の段階においても、取調べの冒頭において供述拒否権があるというところを告げられるのでありますから、その後自己に不利な供述をしておれば、それは眞実であることが多いというところ、その根拠があるものであります。もちろんかような被告人の供述が任意になされたものでない疑いがある場合は、証拠とならないものであり、裁判所は証拠調べ前に、この点を調査しなければならぬことも、特に規定を置いて、その趣旨を明らかにしたのであります。

次はその他の人の供述に代る書面の問題であります。これは三百二十三條であります。その他の書面で、その性質上人の供述に代るべきところのものについては、公務員が職務上証明することができるとして作成したものの、商業帳簿のごとき業務の通常の過程において作成されたもののほか、特に信用すべき状況のもとにおいて作成された書面、たとえば日記帳のごときものに限り、証拠能力を認めることとしたのであります。

次は傳聞の供述についての問題であります。これは三百二十四條であります。人が被告人または第三者の供述を聴いて、その内容を述べることは、文字通り傳聞であつて、前述の聴取書を提出する場合と異ならないので、これについても、聴取書の場合と同様な制限のもとにおいてのみ、証拠となり得ることとしたのであります。

次は訴訟關係人に異議がない書面または供述等の問題であります。これは三百二十六條、三百二十七條であります。以上が新たに設けられた証拠能力に関する規定の最も重要な部分であります。が、訴訟關係人に異議がない場合には、もちろんかような制限によることを要しないばかりでなく、檢察官及び被告人、または辯護人が合意の上、ある文書の内容またはある証人の供述の内容を書面に記載して提出すれば、その文書またはその証人を取調べないでも、提出された書面を証拠にすることができるといたしましたのであります。これは訴訟の経済をはかつた規定であります。

次は反証としてのみ使用できる証拠であります。これは三百二十八條の規定であります。以上の規定によりまして、証拠とすることができない書面または供述であつても、証人等の供述の証明力を争うためには、これを使用することができるとしてあつて、たとえば警察官の聴取書であつても、証人が法廷で前書を讀み出したときには、その聴取書を提出して、法廷での供述の信用すべからざるを立証することができ得るわけであり得ます。しかしかりにかような立証ができなくても、その聴取書を直接事実認定に用いることはできないのであります。單に反証としてのみ使用し得るにすぎないのであります。

次は物証の問題であります。物的証拠が従来通り証拠となることについては、言うまでもありません。

次は証拠調べの問題であります。訴訟の形式が、従来よりもかなり当事者主義的になります關係から、証拠調べは檢察官、被告人または辯護人の請求をまつて行われるのが、今までよりも強い意味で原則となるのであります。が、裁判所も職権で証拠調べを行うことはもちろんできるのであります。また、当分新たな訴訟形式に習熟するまでは職権による証拠調べに期待すべき点も少なくないと思われるのであります。

次は証拠調請求の予告の問題であります。これは第二百九十九條であります。証人等の取調べを請求するには、あらかじめ相手方にかゝる証拠の取調べを請求するに付いて、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならぬこととしたし、証拠物、証拠書類については、これを閲覧する機会を與えなければならぬこととしたのであります。相手方に異議を申し立てる機会を確保せんとする趣旨であります。同様に裁判所が職権で証拠調べの決定をするには、両当事者の意見を



聴かなければならぬものとしたのであります。

次は検察官の冒頭陳述、これは第二百九十六條であります。かくして請求によりまたは職権で証拠調べを行うのであります。裁判所は、事件の内容を深く理解せずして法廷に臨みますために、手続の進行に混乱を生ずるおそれがあるのであります。検察官は証拠調べの冒頭において、これから何を立証せんとするかを明らかにしなければならぬものとし、また裁判所も当事者の意見を聴いてあらかじめ手続の適当な段階において、証拠調べの順序、方法を定めることができることとして、手続の円滑なる進行を期待することとしたのであります。

その後は二百九十七條の規定であります。次は証拠調べの方式であります。これは三百四十四條の規定であります。まず証人等の場合であります。証拠調べの方式については、いわゆるクロス・エクザミネーションの方式を採用すること、一應考慮したものであります。が、英米のごとき長い歴史を有するところでは、相当な成績をあげていて、これを今ただちにわが國に取入れることについては、なお多くの研究を要する点もありますので、証人等は一應従前の通り、裁判長または陪席の裁判官が先に尋問し、次に請求した当事者が尋問することにしたのであります。しかし場合によつてはこの順序を変更し、請求をした当事者をして、まず尋問せしめることもできることとしたし、運用の妙にまづことにいたしましたのであります。

次は証拠書類及び証拠物の件であります。これは三百五條、三百六條の規定であります。証拠書類及び証拠物の取調べにつきましても、その性質に鑑み、請求者をして朗読せしめ、または展示せしむるのを相当と考へ、従来の規定を変更いたしましたのであります。

次は被告人の取調べであります。従来のことき形式的な被告人尋問は、當事者としての被告人の地位にふさわしくないもので、これを改め、公判の冒頭において、起訴状の朗読が終つた後、裁判長から黙告権、供述拒否権があることを告げた上、なお被告人が供述を拒まない場合にのみ、随時その供述を求むることとしたのであります。

以上が公判期日における手続の大綱であります。なお公判に關連して二、三の改正された点を申し上げてみたいと思ひます。その一つは三百四十二條の起訴状の変更であります。起訴状に訴因及び罰則を正確に記載すべきことは、前申し上げましたが、公判の途中において、公訴事実の同一性を害しない限度において、訴因及び罰則の変更を許し、または裁判所が変更を命じ得ることとしたのであります。

これはある訴因について証明がなければ、裁判所は無罪の言渡しをしななければならないのであります。一旦無罪の言渡しがありますれば、事実が同一である限り、再び別の訴因では公訴の提起ができないのであります。これは憲法第三十九條の一事不再理の規定から来る結論であります。たとえば詐欺を訴因として起訴した後、証拠調べの結果喝喝と認められれば、検察官から訴因の変更を申し出で、または予備的に喝喝の訴因を追加すべきことを申し出ることができ、また裁判所も檢察官に訴因を変更または追加すべきことを命ずることとなるのであります。もちろんかような訴因の追加または変更等によつて、被告人の防禦に實質的不利益を生ずることを避けるために、適当な期間、公判手続を停止して、被告人に十分な防禦の準備をさせなければならぬこととしたのであります。

次に第一審判決と保釈及び勾留の關係であります。これは三百四十三條、三百四十五條の規定であります。保釈または勾留の執行停止中の者について、禁錮以上の実刑の宣告があれば、その確定を待たず保釈及び勾留の執行停止は、その効力を失ふこととする。ともに、無罪、免訴、執行猶予等の判決があれば、やはりその確定を待たないで、勾留の効力が消滅することとしたのであります。これは一審判決があるまでは、被告人は無罪の推定を受け、多くの場合保釈を許される権利をもつのであります。一旦一審判決で有罪とされれば、その後はかような推定を受けるのは安当でないという思想に基いたのであります。殊に今回の改正におきましては、第一審が從來にもまして慎重となりました結果、かような考え方も許されると思ふのであります。もちろん一旦保釈がその効力を失つても、裁判所の裁量によつて、保釈を許可することはできるのであります。

その執行をすることができないか、またはその執行に著しい困難を生ずるおそれがあるときに、判決確定前その金額の仮納付を命ずるのであります。判決が確定すれば、その限度において、仮納付の金額は確定判決の執行とみなされ、また超過金は返還されることとはもちろんであります。

次は第三編上訴の關係であります。まず第一に通則について御説明申し上げます。これは主として三百五十三條、三百五十九條の關係を申し上げてみたいと思ひます。被告人の法定代理人、または保佐人の上訴権の問題であります。これは三百五十三條、三百五十九條、現行法におきましては、被告人の法定代理人または保佐人の上訴権を、被告人の意思いかんを問わない。独立上訴権を規定しておるのであります。本案においては、これを被告人の明示した意思に反することのできない被告人のために上訴権に改めるとともに、被告人は、法定代理人または保佐人の同意を得なくても、上訴の取下げができることに改めたのであります。これは要するに、刑事訴訟の上訴においては、被告人の意思を第一と考へて、法定代理人または保佐人の誤った措置によつて、被告人がその意思に反して不利益を受けることを避けようとする趣旨に基くものであります。

その次は上訴放棄の廃止であります。判決言渡後には、輕微な事件を除き、必ず被告人の出頭を要することとしたのは、特に被告人の上訴権を保護する趣旨に出でるのであります。被告が、さらにこの思想を徹底し、上訴権は放棄を許さない權利とするのが、被告人を保護するゆゑであるのであります。

りまして、上訴の放棄という制度を廃止したのであります。なおあとで説明いたしますがごとく、控訴及び上告の提起期間を十四日にいたしましたのであります。上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に参入することとしたのであります。これが四百五十九條の規定であります。

次は上訴の制度であります。控訴及び上告は、現行制度を改め、控訴審はこれを原判決の可否を審査する、いわゆる事後審とし、上告審は、原則として、憲法違反または判例違反のみを審査する審級としたのであります。

これは第一審においてきわめて徹底した直接審理主義、公判中心主義を採用いたし、第一審にすべての攻撃及び防禦の資料を集中いたし、鄭重にその審理をすることに基いたので、控訴審を現行法通り覆審とする必要が認められないのであります。これに伴ひ、審級制度もこれを改め、地方裁判所または簡易裁判所の第一審の判決に対する控訴は、すべて高等裁判所がこれを管轄するものとしたし、これに關する裁判所法の改正法律案は、引續き國會に提出する考へであります。

次は第二章の控訴の点であります。改正控訴審の要點は、次の諸点であります。一つは三百七十三條の控訴の提起期間を十四日としたこととあります。次は三百八十四條の控訴の申立の理由は、次のようにいたしましたのであります。一つは訴訟手続の法令違反、これは絶対的控訴申立の理由となる場合以外、判決に影響を及ぼす場合に限り、控訴申立の理由となるのであります。それから次は判決に影響を及ぼ

す法令の適用の誤り、又は刑の量定の不当、又は判決に影響を及ぼす事実の誤認、又は再審の事由、又は判決があつた後の刑の廃止もしくは変更または大赦であります。次は三百七十六條の規定であります。裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を提出しなければならぬことになつております。次は控訴趣意書は、本案及び裁判所の規則で定める方式に従わなければならないことになつております。

次は第三章の上告の点について申し上げます。改正上告書の要点は、次の諸点であります。一つは上告の提起期間を控訴の場合と同様十四日としたことです。次は四百五條の規定で、上告の申立の理由は、憲法違反または判例違反に限る。こういたしましたのであります。次は四百六條の規定であります。憲法違反または判例違反がない場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件を裁判所の規則の定めるところにより、みづから上告審として受理することができるとあります。かくして受理した事件は、通常の上告事件と変わりがありません。なおこのたびは跳躍上告を廃止いたしました。それから附帯控訴と同様附帯上告を廃止いたしました。次は四百九條の規定であります。上告審においては、被告人を召喚することを要しないこととしたのであります。次は特に重要な規定であります。四百一十一條であります。憲法違反または判例違反の場合であつても、法令違反、重大な事実の誤認等があつて、原判決を破棄しなければ、著しく正義に反すると認められるときには、原判決を破棄することができるということを規定しておるのであります。

次は附帯控訴を廃止いたしました。さらにその次は、三百八十八條、三百九十條までの規定であります。これは被告人のためにする弁論は、弁護人でなければこれをすることができず、被告人は必ずしも公判期日に出頭を要しないという規定であります。次は三百九十二條の規定であります。控訴裁判所は、義務として控訴趣意書に包含された事項を調査しなければならぬのであります。さらに職権で、控訴趣意書に包含されない事項をも調査することができるといふことを定めておるのであります。次は三百九十三條

の問題で、控訴裁判所は、原判決を破棄するかどうかを決するに必要の限度におきまして、事実の取調べをすることができるといふことになつております。次は三百九十八條から四百條までの規定で、原判決を破棄したときは、原則として差し戻したは移送するのであります。またただちに判決することもできるというように規定しております。

次は第四章の抗告の点について申し上げます。それから第四章の抗告の点について申し上げます。抗告につきましては、おのおの現行法と変りはないのであります。ただ特別抗告の理由を憲法違反のみでなく、判令違反もその理由に加えたのであります。これが四百三十三條であります。

次は第四編の再審及び第五編の非常上告の点であります。再審及び非常上告につきましては、現在の規定とあまり変更はありません。再審につきましては、被告人に不利な再審に関する規定をすべて削除いたしました。これは憲法保障法以来すでに効力を失つていたものであります。次は第六編の恩赦手続であります。恩赦手続につきましては、二、三憲法違反の意見もあつたのであります。現在多くの裁判所で実際に行われており、政府も憲法違反ではないと考へておるので、存置することとしたのであります。ただ四百六十一條におきまして、恩赦命令をなし得る限度を、五千円以下の罰金及び科料に限り、かつ被疑者が異議のない場合においてのみ認めるといふことにいたしましたのであります。さらに正式に裁判申立権者を

す。次は四百三十二條、四百三十三條の規定であります。原判決を破棄したときは、原則として差戻し、または移送をするか、またただちに判決することとできるという規定であります。次は四百三十五條から四百三十八條までの規定であります。上告裁判所の判決につきましては、訂正判決の制度を認めたのであります。これは新しい構想であります。

それから第四章の抗告の点について申し上げます。抗告につきましては、おのおの現行法と変りはないのであります。ただ特別抗告の理由を憲法違反のみでなく、判令違反もその理由に加えたのであります。これが四百三十三條であります。

次は第四編の再審及び第五編の非常上告の点であります。再審及び非常上告につきましては、現在の規定とあまり変更はありません。再審につきましては、被告人に不利な再審に関する規定をすべて削除いたしました。これは憲法保障法以来すでに効力を失つていたものであります。次は第六編の恩赦手続であります。恩赦手続につきましては、二、三憲法違反の意見もあつたのであります。現在多くの裁判所で実際に行われており、政府も憲法違反ではないと考へておるので、存置することとしたのであります。ただ四百六十一條におきまして、恩赦命令をなし得る限度を、五千円以下の罰金及び科料に限り、かつ被疑者が異議のない場合においてのみ認めるといふことにいたしましたのであります。さらに正式に裁判申立権者を

從來は本人のみと解されていたのであります。一般の上訴権者、すなわち法定代理人、弁護人等にも認めることにいたしました。それで正式裁判を求め得る途を廣くしたわけでありました。それから第七編、裁判の執行であります。現在の規定に対して重要な変更を加えた点はないのであります。ただ死刑の執行につきまして、今までは判決確定後、一定の期間内にその執行をしなければならぬというような規定はなかつたのであります。確定判決を尊重しなければならぬという趣旨から、一應六箇月の期間を設けることにいたしましたのであります。これが四百七十五條であります。なお五百條におきまして、貧困者の訴訟費用の負担を免除する途も開いたのであります。この二点が裁判の執行の点における、おもな改正点であります。

次は私訴の点であります。附帯私訴の制度は、これを廃止することにいたしました。附帯私訴も実益のない制度ではないのであります。一般的に申しまして、あまり利用せられることがなく、また刑事裁判の迅速性に障害となり、さらに裁判官の専門化の傾向のある今日、民事訴訟は、やはり民事訴訟の手続によつて、十分審理することを妥當と考へましたので、廃止することにいたしましたのであります。

以上をもちまして、一應御説明を終わります。なお詳細な点につきましては、御質問に應じて随時申し上げます。○伊井委員長 本日はこれにて会議を閉じます。午後三時五十七分散会